

京銀ATMカードローン・カード規定

1. カードローン機能の付与等

- (1) 株式会社京都銀行（以下「当行」といいます。）は、京銀ATMカードローン取引規定（以下「取引規定」といいます。）に基づき、京銀ATMカードローン当座貸越取引（以下「カードローン取引」といいます。）の契約成立後、当行が指定する普通預金口座（以下「指定預金口座」といいます。）のキャッシュカードにカードローン機能を付与するものとします。
- (2) 京銀ATMカードローン・カード（以下「カード」といいます。）とは、取引規定に基づき、カードローン機能が付与された指定預金口座のキャッシュカードをいいます。なお、京銀ATMカードローン当座貸越専用口座（以下「貸越口座」といいます。）について、専用のローンカードは発行しません。
- (3) カードをカードローン取引に利用する場合には、この規定により取扱います。なお、カードを普通預金口座の取引に利用する場合には、そのカードの種類に対応した各種キャッシュカード規定（京銀キャッシュカード規定、京銀ICキャッシュカード規定等）により取扱います。

2. カードの利用

- (1) カードは次の場合に利用することができます。
当行のATMカードローン機能付現金自動預入払出兼用機（以下「ATMカードローン対応機」といいます。）を使用して貸越口座に入金する場合
当行および当行がオンライン自動支払機の共同利用による現金支払業務を提携した金融機関等（以下「支払提携先」といいます。）の現金自動預入払出兼用機（ATMカードローン対応機および現金自動支払機を含みます。以下「自動機」といいます。）を使用して貸越口座から払戻しをする場合
当行所定の自動機を使用して振替資金を貸越口座からの振替えにより払戻し、同時に他の預金口座に通帳を使用して預入れをする場合（以下、この取扱いを「振替入金」といいます。）
その他当行所定の取引をする場合
- (2) カードは当行および支払提携先所定の時間帯に限り利用することができます。

3. ATMカードローン対応機による貸越口座への入金

- (1) ATMカードローン対応機を使用して貸越口座に入金する場合には、ATMカードローン対応機の画面表示等の操作手順に従って、ATMカードローン対応機にカードを挿入し、現金を投入して操作してください。
- (2) ATMカードローン対応機による貸越口座への入金は、ATMカードローン対応機の機種ごとに当行が定めた種類の紙幣および硬貨に限ります。また、1回あたりの入金は、当行所定の枚数による金額の範囲内とします。ただし、機種により、硬貨による入金ができない場合があります。

4. 自動機による貸越口座からの払戻し

- (1) 自動機を使用して貸越口座から払戻しをする場合には、自動機の画面表示等の操作手順に従って、自動機にカードを挿入し、届出の暗証および金額を正確に入力してください。この場合、当座貸越請求書（以下「請求書」といいます。）の提出は必要ありません。
- (2) ATMカードローン対応機を使用して貸越口座から払戻しをする場合には、次のいずれかの方法を選択できます。
指定預金口座の普通預金残高（指定預金口座に総口座取引規定に基づく当座貸越契約がある場合には、その当座貸越の利用限度額を含みます。以下、同じです。）から優先して払戻し、指定預金口座の普通預金残高をこえる金額について、貸越口座から払戻しをする方法（以下、この取扱いを「自動融資による払戻し」といいます。）
貸越口座から直接払戻しをする方法
なお、この方法による場合、指定預金口座の普通預金残高がある場合でも、普通預金口座から払戻しいたしません。
- (3) ATMカードローン対応機以外の自動機を使用して貸越口座から払戻しをする場合には、自動融資による払戻しの方法によるものとします。（貸越口座からの直接払戻しはできません。）
なお、支払提携先の自動機を使用して自動融資による払戻しをする場合、支払提携先所定の操作方法によるものとします。
- (4) ATMカードローン対応機を使用した貸越口座からの直接払戻しは、ATMカードローン対応機の機種により当行所定の金額単位とし、1回あたりの払戻しは、当行所定の金額の範囲内とします。なお、1日および1ヵ月あたりの払戻しは、当行所定の金額または第6条に定める支払限度額の範囲内とします。
- (5) 自動機を使用した自動融資による払戻し（指定預金口座の預金の払戻しを含みます。以下同じです。）は、自動機の機種により当行または支払提携先所定の金額単位とし、1回あたりの払戻しは、当行または支払提携先所定の金額の範囲内とします。なお、1日および1ヵ月あたりの払戻しは、当行所定の金額または指定預金口座に設定された支払限度額の範囲内とします。
- (6) ATMカードローン対応機を使用して貸越口座から直接払戻しをする場合に、払戻請求金額と第7条第1項に定める自動機利用手数料金額（同条第2項により当行が補てんする金額を除きます。）との合計額が払戻すことのできる金額をこえるときは、その払戻しはできません。
- (7) 自動機を使用して自動融資による払戻しをする場合に、払戻請求金額と第7条第1項に定める自動機利用手数料金額（同条第2項により当行が補てんする金額を除きます。）との合計額が払戻すことのできる金額をこえるときは、その払戻しはできません。

5. 自動機による振替入金

- (1) 自動機を使用して振替資金を貸越口座から振替えにより払戻し、振替入金をする場合には、自動機の画面表示等の操作手順に従って、自動機にカードおよび預入口座の通帳を挿入し、届出の暗証その他の所定の事項を正確に入力してください。この場合、請求書の提出は必要ありません。
- (2) 前項における振替資金の貸越口座からの払戻しは、自動融資による払戻しとします。
- (3) 自動機による1回あたりの振替入金は、当行所定の金額の範囲内とします。

6. 支払限度額

- (1) 当行は、ATMカードローン対応機による貸越口座からの直接払戻しについて、貸越口座ごとに1日および1ヵ月あたりの利用限度額を定めるものとします。（この限度額を「支払限度額」といいます。）
- (2) 支払限度額は、当行所定の金額の範囲内で個別に設定することができます。この場合には、本人から書面その他の当行所定の方法により当行に届出てください。
- (3) 支払限度額は、ATMカードローン対応機を使用して引き下げることができます。引き下げには、ATMカードローン対応機の画面表示等の操作手順に従って、ATMカードローン対応機にカードを挿入し、届出の暗証その他の所定の事項を正確に入力してください。この場合、前項による届出は必要ありません。
- (4) 前2項により個別に設定された支払限度額は、当行が必要と認めた場合、当行所定の金額に変更されるものとします。

7. 自動機利用手数料等

- (1) 自動機を使用して貸越口座から払戻しをする場合には、当行および支払提携先所定の自動機の利用に関する手数料（以下「自動機利用手数料」といいます。）をいただきます。
- (2) 自動機利用手数料は、貸越口座からの払戻し時に、請求書なしで、その払戻しをした貸越口座から、その全部または一部を自動的に引落します。ただし、当該払戻しが自動融資による払戻しの場合には、通帳および払戻請求書なしで指定預金口座から、その全部または一部を自動的に引落します。なお、支払提携先の自動機利用手数料は、当行から支払提携先に支払います。この場合、自動機利用手数料の一部を当行が補てんすることがあります。

8. 自動機故障時等の取扱い

- (1) 停電、故障等によりATMカードローン対応機による貸越口座への入金の取扱いができない場合には、窓口営業時間内に限り、当行本支店の窓口でカードにより貸越口座に入金を行うことができます。
- (2) 停電、故障等により自動機による貸越口座からの払戻しの取扱いができない場合には、窓口営業時間内に限り、当行が自動機故障時等の取扱いとして定めた金額を限度として当行本支店の窓口でカードにより貸越口座から払戻しを行うことができます。なお、支払提携先の窓口では、この取扱いはしません。
- (3) 前項による払戻しをする場合には、当行所定の請求書に住所、氏名、電話番号および金額等を記入のうえ、カードとともに提出してください。また、第1項による入金をする場合には、当行所定の入金票に氏名および金額等を記入のうえ、現金およびカードとともに提出してください。

9. カードの喪失、届出事項の変更等

- (1) カードを失った場合、カードが偽造・盗難・紛失等により他人に使用されるおそれが生じた場合または他人に使用されたことを認知した場合には、直ちに本人から書面によって当行に届出てください。この届出を受けたときは、直ちにカードによる貸越口座からの払戻し停止の措置を講じます。この届出の前に生じた損害については、第11条、第12条に定める場合を除き、当行は責任を負いません。
- (2) 前項の届出の前に、カード喪失等の電話による通知があった場合にも、前項と同様とします。なお、この場合にも、すみやかに書面によって当行に届出てください。
- (3) 氏名、暗証その他の届出事項に変更があった場合には、直ちに本人から書面によって当行に届出てください。当行が必要と認めた場合には、カードとともに提出してください。この届出の前に生じた損害については、当行は責任を負いません。
- (4) 届出の暗証は、当行所定の自動機を使用して変更することができます。変更には、自動機の画面表示等の操作手順に従って、自動機にカードを挿入し、届出の暗証その他の所定の事項を入力してください。この場合、前項による届出は必要ありません。なお、指定預金口座と貸越口座の暗証は同一とします。
- (5) 支払提携先の自動機の利用を希望されない場合には、本人から書面その他の当行所定の方法により当行に届出てください。この届出を受けたときは、直ちに利用停止の措置を講じます。この届出の前に生じた損害については、当行は責任を負いません。
- (6) カードを失った場合のカードの再発行は、当行所定の手続をした後に行います。この場合、相当の期間をおき、また保証人を求めることがあります。
- (7) カードを再発行する場合には、当行所定の再発行手数料をいただきます。

10. 暗証照合等

- (1) カードは他人に使用されないよう保管してください。また、暗証は生年月日、電話番号、連続番号等の他人に推測されやすい番号の利用を避けるとともに、定期的に変更して、他人に知られないように管理してください。
- (2) 当行は、自動機の操作の際に使用されたカードが、当行が本人に交付したカードであること、および入力された暗証と届出の暗証が一致していることを当行所定の方法により確認のうえ、貸越口座からの払戻し等を行います。
- (3) カードが京銀 IC キャッシュカード（京銀 IC キャッシュカード規定第 4 条に基づき、当該カード上の IC チップに指静脈情報が登録されたものに限ります。）であり、当行または支払提携先所定の指静脈認証機能付現金自動預入払出兼用機（以下「指静脈認証対応機」といいます。）で使用された場合には、当行は前項によらず、指静脈情報について当行または支払提携先所定の機器によって同一性が認定され、かつ指静脈認証対応機の操作の際に使用されたカードが、当行が本人に交付したカードであること、および入力された暗証と届出の暗証が一致していることを当行所定の方法により確認のうえ、貸越口座からの払戻し等を行います。
- (4) 前 2 項の場合、カードまたは暗証につき偽造、変造、盗用その他の事故があっても、そのために生じた損害については、第 11 条、第 12 条に定める場合を除き、当行および支払提携先は責任を負いません。
- (5) 当行の窓口においてカードを確認し、請求書等に記載された内容と当行への届出事項の内容との一致または端末に入力された暗証と届出の暗証との一致を確認のうえ、貸越口座からの払戻し等を行った場合には、そのために生じた損害については、当行は責任を負いません。

11. 偽造カード等による貸越口座からの払戻し等

- (1) 偽造または変造カードによる払戻しについて、本人が個人である場合には、本人の故意による場合または当該払戻しについて当行が善意かつ無過失であって、本人に重大な過失があることを当行が証明した場合を除き、その効力を生じないものとします。

この場合、本人はカードおよび暗証の管理状況、被害状況、捜査機関への通知状況等について当行の捜査に協力するものとします。

- (2) 前項は、前条第 5 項により、窓口でなされた貸越口座からの払戻し等には適用されません。

12. 盗難カードによる貸越口座からの払戻し等

- (1) 本人が個人の場合であって、カードの盗難により、他人に当該カードを不正使用され生じた貸越口座からの払戻しについては、次の各号のすべてに該当する場合、当行は本人に対して当該払戻しの額に相当する金額およびこれに付帯する約定利息ならびに手数料に相当する金額（以下「補てん対象額」といいます。）の返済を請求することができないものとします。

カードの盗難に気づいてからすみやかに当行への通知が行われていること

当行の調査に対し、本人より十分な説明が行われていること

当行に対し、捜査機関に被害届を提出していることその他の盗難にあったことが推測される事実を確認できるものを示していること

- (2) 前項の場合、当該払戻しが本人の故意による場合を除き、当行は、当行への通知が行われた日の 30 日（ただし、当行に通知することができないやむを得ない事情があることを本人が証明した場合は、30 日にその事情が継続している期間を加えた日数とします。）前の日以降にされた貸越口座からの払戻しにかかる補てん対象額の返済を請求することができないものとします。

ただし、当該払戻しが行われたことについて、当行が善意かつ無過失であり、かつ本人に過失があることを当行が証明した場合は、当行は、補てん対象額の 4 分の 3 に相当する金額の返済を請求することができないものとします。

- (3) 前 2 項の規定は、第 1 項にかかる当行への通知が、盗難が行われた日（当該盗難が行われた日が明らかでないときは、当該盗難にかかる盗難カード等を用いて行われた不正な払戻しが最初に行われた日。）から、2 年を経過する日後に行われた場合には、適用されないものとします。

- (4) 第 2 項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当することを当行が証明した場合には、当行は当該払戻しについて返済を請求することができるものとします。

当該払戻しが行われたことについて当行が善意かつ無過失であり、かつ次のいずれかに該当する場合

A 本人に重大な過失があることを当行が証明した場合

B 本人の配偶者、二親等内の親族、同居の親族、その他の同居人、または家事使用人によって行われた場合

C 本人が、被害状況についての当行に対する説明において、重要な事項について偽りの説明を行った場合

戦争、暴動等による著しい社会秩序の混乱に乘じ、またはこれに付随してカードが盗難にあった場合

- (5) 本条は、第 10 条第 5 項により窓口でなされた貸越口座からの払戻し等には適用されません。

13. 自動機への誤入力等

自動機の使用に際し、金額等の誤入力により発生した損害については、当行は責任を負いません。なお、支払提携先の自動機を使用した場合の支払提携先の責任についても同様とします。

14. カードローン機能の有効期限

- (1) カードに付与されたカードローン機能の有効期限は、取引規定に定める取引期限とします。
- (2) 取引規定に定める当行との約定により取引期限が延長された場合には、有効期限を自動的に延長します。
- (3) 取引規定に定める当行との約定によりカードローン取引が終了した場合には、カードに付与されたカードローン機能は有効期限のいかんにかかわらず無効とします。

15. 解約、カードの利用停止等

- (1) この取引の解約または終了に際しては、当行はカードに付与したカードローン機能を消去します。
- (2) カードの改ざん、不正使用など当行がカードの利用を不適当と認めた場合には、その利用をお断りすることがあります。この場合、当行からの請求がありしだい直ちにカードを当行に返却してください。
- (3) 次の場合には、カードの利用を停止することがあります。この場合、当行からの請求がありしだい直ちにカードを当行に返却してください。

第 16 条に定める規定に違反した場合

カードが偽造、盗難、紛失等により不正に使用されるおそれがあると当行が判断した場合

- (4) 取引規定に定める当行との約定によりカードローン取引による貸越を中止する場合等、当行がカードローン取引としてのカードの利用を不適当と認めた場合には、カード機能の一部または全部を停止することができるものとします。

16. 譲渡・質入れ等の禁止

カードは譲渡・質入れまたは貸与することはできません。

17. 規定の適用

この規定に定めのない事項については、取引規定により取扱います。

18. 規定の変更

この規定は、店頭表示その他の相当の方法で公表することにより、変更することができるものとします。

以上

（平成 22 年 6 月 18 日現在）